

# 職員の皆様へ

## ＜感染症対策に関する方針について＞

令和5年5月8日 社会福祉法人雪の聖母園

理事長 上杉昌弘

政府は5月8日新型コロナウイルス感染症を2類感染症から5類感染症に引き下げ、事業所や個人に一律の対応を求めないこととしました。これに伴い当法人でも今後の感染症対策について次の通り方針を示しますので、利用者ご家族への周知と職員のご協力をお願いします。

- ① 引き続きご家族との連携の上利用者の体調把握に留意し、行事や外出も含め事業所内にウィルスを持ち込まないようにしてください。手指の洗浄・消毒やマスクの着用、事業所内の消毒作業に関しては継続してください。
- ② ワクチン接種に関し法人として推奨はしますが、接種後の体調不良等を考慮し個人の判断とします。
- ③ 37.5℃以上の発熱やのどの痛みなど体調不良がある場合は、今まで通り事業所管理者および看護師に報告し、抗原簡易キットにより検査を受けていただきます。陽性の場合は6日間有給休暇等にてお休みいただき、7日目より出勤してください。入所等利用者に関しても同様とします。
- ④ 濃厚接触者の枠組みがなくなったことから、ご家族等が感染した場合も体調不良が認められない場合は事業所利用・出勤は可能です。職員がご家族の事情で休む場合は有給休暇や子の看護休暇等を利用して下さい。
- ⑤ 道外への旅行やイベント参加等、個人の休日等の動向に関しての申告は不要ですが、福祉事業所の職員として引き続き感染症対策に留意してください。

今回の法人方針は政府の対策や感染症の状況が

大きく変わらない限り継続します。